

令和7年7月

中学校3年生の保護者の皆さん

大阪市教育委員会

令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する
評定等に関する中学生チャレンジテストの活用について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市教育の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、令和7年4月1日に定めた「令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針」に基づき、令和7年9月2日実施の中学生チャレンジテスト（3年生）を活用し、全市の得点分布から算出した評価基準により、調査書評定を確認することいたします。

つきましては、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

記

令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書に記載する評定等に関する方針より抜粋

- 1 各中学校及び義務教育学校後期課程における評定は、全学年において、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。
- 2 中学校及び義務教育学校後期課程における第3学年の生徒の評定については、1に加えて、府内統一テストの結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認する。
なお、一定の評定（「5」、「4以上」、「3以上」）の水準については、大阪府教育委員会が示す府全体の「評定分布」をもとに算出したうえで、別途通知する。
- 3 評定は、現行の学習指導要領が示す「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点において観点別学習状況の評価の結果を総括するものとする。

大阪市立中学校（3年生）における 調査書の評定（5教科：国・社・数・理・英）について

中学校は、学習指導要領に定める目標に準拠し、個々の生徒の学習状況を評価し、評定をつけます。

中学校は、チャレンジテスト（3年生）の結果を使って定めた、
全市の得点分布における一定の評定（「5」、「4以上」、「3以上」）の水準
(別途お知らせ)にあてはまっていることを確認します。

中学校は、自校の「評定平均」がチャレンジテストの結果を使って定めた「評定平均の範囲」にあてはまっていることを確認します。

あてはまっている

あてはまっていない

中学校において
調査書の評定を
つけます。

中学校において評定の
方法の見直しを行い、
適正に評価します。